

市・教育委員会が実施する施策

学校が実施すべき施策

組織に関すること

公平性・中立性に留意する

【石狩市いじめ問題対策連絡協議会(いじめ防止対策推進法第14条第1項)】

- 校長、教頭、学識経験者、人権擁護委員、市PTA連合会、北海道警察、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、市関係部局
- いじめ防止に関する対策や取り組み内容について、関係機関・団体が情報を共有・協議する

【石狩市いじめ問題調査委員会(法第14条第3項及び28条第1項)】

- ※教育委員会の附属機関
- 弁護士、精神科医、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士
- いじめ防止対策の推進と、重大事態が発生した場合の事実関係を明確にしその調査結果を市長に報告する

【学校いじめ対策組織の設置(法第22条)】

- 校長、教頭、主幹教諭、児童生徒指導担当教諭、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー
- 組織の役割
 - ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - ・いじめの相談及び通報を受け付ける窓口
 - ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
 - ・いじめの情報があつた時の緊急会議の開催と情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りによるいじめの有無の判断
 - ・被害及び加害児童生徒への対応方針の決定と保護者との連携

未然防止 早期発見 に関すること

- ・いじめ問題対策連絡協議会での情報共有
- ・道徳教育や人権教育の促進
- ・家庭への啓発活動
- ・各学校の「いじめ防止の取組集」の発信
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
- ・いじめ通報ホットラインの設置
- ・教職員の資質向上のための研修の実施

- ・心の教育の充実(道徳等の時間を活用し心の豊かさを育む教育を推進)
- ・好ましい人間関係が保たれた学級づくり(ふれあいや対話を促進)
- ・人間関係の把握(小中の丁寧な引き継ぎや学年変更・転校のとき)
- ・児童生徒の些細な変化の把握(休み時間の見守り)
- ・児童会生徒会主体による取り組み支援
- ・いじめの取組内容の保護者や地域に情報発信
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用
- ・教職員による児童生徒の観察と情報交換
- ・アンケート調査や個人面談の実施・いじめに関する相談窓口の周知

いじめの対応等 に関すること

- ・いじめの報告があつた学校への支援及び指示
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣
- ・犯罪や重大な被害のおそれのある場合の警察との連携
- ・インターネットを介したいじめに対する対策の推進
- ・いじめ防止の取組内容に対する学校評価と教員評価

- ・教職員はいじめの認知や通報があつた場合は、学校いじめ対策組織に報告し全教職員で情報を共有する
- ・被害者側への支援と加害者側への指導・助言など組織的に対応する
- ・情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめに対する理解の促進に努める

重大事態への対処

「重大事態」とは・・・(法第28条第1項)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ対策組織の設置

学校

「学校いじめ対策組織」による調査を実施し教委へ報告。教委は市長に報告。

教育委員会

「石狩市いじめ問題調査委員会」による調査を実施し、市長へ報告。

市長

(法第30条第2項)

当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態発生防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。